

競技大会参加激励金交付事業

① 事業内容

競技力の優れた選手が、市長が認めた競技大会に参加する場合は、当該選手に対し予算の範囲内で激励金を交付する。

② 対象となる選手等

- ア 舞鶴市に居住、又は在学する者。
- イ その他市長が特に認めた者。

③ 対象となる競技大会

- ア (公財) 日本スポーツ協会、またはその加盟団体が主催する全国規模の大会。
- イ (公財) 日本スポーツ協会加盟の各競技全国組織団体または、それに準ずると認められた全国組織が主催(共催含)する全国大会。
- ウ (公財) 全国高等学校体育連盟・(公財) 日本高等学校野球連盟・全日本学生各競技連盟の主催する全国大会。

(「(公財) 日本スポーツ協会」との共催可) = 教育委員会から旅費等の補助がある大会は除く。
- エ オリンピック等の国際競技大会
- オ 上記 アからエ の大会に準ずると市長が認める競技大会。
- カ (公財) 日本スポーツ協会加盟の各競技全国組織団体または、(公財) 京都府体育協会の各競技京都府組織団体の推薦等により参加する国際大会(交流試合も含む) および国際強化合宿。

④ 交付対象としない事項

- ア 予選会等の選考会、当該競技団体から推薦、標準記録突破等の選考過程なく出場する者
- イ ねりんピック等の交流を目的とするレクリエーションスポーツ競技会

⑤ 激励金の額

次の区分に従い、それぞれ定められた額の範囲内で、市長が認めた額とする(激励金の額は10万円以内)。ただし、海外の競技大会の場合は、当該額の2倍の額とする。また、オリンピック等の国際競技大会の場合は、市長が認めた額とする。

- ア 個人：高校生以下 1人1回につき 10,000円以内
上記以外の一般成人 1人1回につき 5,000円以内
- イ 団体：高校生以下 1チーム1回につき 50,000円以内
上記以外の一般成人 1チーム1回につき 25,000円以内

・「高校生以下」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校(定時制・通信制を含む)、高等専門学校、特別支援学校(特別支援学級を含

む)の生徒で、19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。(ただし、高等専門学校の4年生・5年生は除く)

- ・「団体」に対する激励金の交付は、5名以上で実施する団体競技(種別・種目を含む)に出場する者を対象とし、種別ごとに交付する。
- ・1つの大会で複数種目に出場する場合でも、1種目分のみの交付とする。
(例:1つの大会で個人戦シングル・ダブルスに出場する場合、10,000円を交付)

⑥ 提出書類

ア 大会参加証明書類

- ・大会の開催要項または実施要項等(全国大会と予選会の両方が必要)
- ・全国大会の出場根拠となる書類(予選会の成績表、当該競技団体からの推薦書類、標準記録突破証明書類等)
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 結果報告書

- ・当該競技大会の成績、結果(組合せ表等)
- ・その他市長が必要と認める書類

⑦ 交付手続き等

証明書類に基づき、要件を確認した上で、支出手続きを行うものとする。
[報償費として支出]

⑧ 激励会の開催について

- 1 高校生以下を対象とする教育長激励会を年2回程度開催する。
- 2 激励会の出席者以外に対する激励金は担当課より交付する。